

## 令和4年度新潟市立学校園再任用教職員募集事務取扱要領

新潟市教育委員会

### (趣旨)

第1 この要領は、地方公務員法（昭和25年法律261号。以下「法」という。）第28条の4及び第28条の5並びに新潟市職員の再任用に関する条例（平成13年新潟市条例第5号）に基づいて行う令和4年度における教職員（校園長，教諭，養護教諭，栄養教諭，実習助手，学校栄養職員，県費負担学校事務職員に限る。以下同じ。）の再任用に関し，必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2 対象者は，令和3年度末に定年退職する者及び定年退職者に準ずる者とする。

#### (定年退職者に準ずる者)

第3 定年退職者に準ずる者とは，定年退職日以前に退職した者のうち，勤続期間が25年以上で，退職の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者であり，昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者とする。

### (業務等)

第4 再任用教職員が従事する業務は，新潟市立学校園の教職員が現に従事している業務のうち，退職者の知識・経験の活用が図られるものとする。

### (任用形態)

第5 再任用教職員は，法第28条の4第1項に定める常時勤務の職，又は法第28条の5に定める短時間勤務の職に再任用する。

### (任期)

第6 再任用教職員の任期は，令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし，さらに最長で4年間の更新が可能なものとする。

### (勤務条件)

第7 再任用教職員の職務の級は，任用する職に応じて定められている職務の級とする。

(2) 再任用教職員の勤務時間は，1週間当たり常時勤務の職にあつては38時間45分，短時間勤務の職にあつては15時間30分以上31時間以内とし，勤務時間の割振りには，新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号）第3条の規定，新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）第2条の規定に基づき，所属長がそれぞれ定めるものとする。

### (募集)

第8 募集する再任用教職員の職名等は，別表のとおりとする。

- (2) 募集期間は、令和3年10月11日（月）から令和3年11月11日（木）までとする。
- (3) 再任用を希望する者（以下「希望者」という。）は、令和3年度末に定年退職する者にあつては、職員調書（兼再任用教職員応募申込書）により令和3年11月4日（木）までに所属長に申し出るものとし、定年退職者に準ずる者にあつては、別に定める様式により令和3年11月11日（木）までに市教育委員会に申し出るものとする。
- (4) 所属長は、前項の申出があつた場合には、提出された再任用教職員応募申込書に所属長の所見を記入の上、令和3年11月11日（木）までに市教育委員会に提出するものとする。

（選考方法）

第9 再任用教職員の採用は、希望者について、選考により行う。

- (2) 選考は、退職前の勤務実績、職務の遂行に必要とされる知識又は技能などの観点から書類等により行うこととし、市教育委員会が実施するものとする。

（採用）

第10 再任用教職員の採用の内定の有無は、令和4年2月中旬までに、希望者全員に通知する。

（予算措置）

第11 再任用教職員に係る人件費は、学校人事課において予算措置するものとする。

（補則）

第12 この要領によりがたい事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第8関係）

退職時の職名	再任用教職員の職名	配置先
校長 園長 副校長 教頭 主幹教諭 主任(幼稚園) 教諭	教諭	新潟市立学校園
養護教諭	養護教諭	
栄養教諭	栄養教諭	
学校栄養職員 主査	主査	
事務職員 総括事務主幹 事務主幹 主任	主査	
主査	主事	
実習助手	実習助手	

※ 校長及び園長については、市教育委員会が必要と認めた場合、校長及び園長に再任用することがある。

※ 総括事務主幹及び事務主幹については、市教育委員会が必要と認めた場合、事務主幹に再任用することがある。